

# 「おトクにお試しだけ」のつもりが 「定期購入」に！？



## 地域見守り情報

高知県立消費生活センター 第203号

SNSやインターネット上で「1回目90%OFF」「初回実績0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている通信販売に関する相談（通信販売での「定期購入」に関する相談）が全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

高知県内でも化粧品や健康食品のインターネット通販などで「低価格に設定されている商品の申込みをしたところ、定期購入になっていた。」「解約しようと思い電話をするがつながらない。」などの相談が増えています。

ネット通販を行うサイトでは、基本的な事項について、消費者にわかりやすく表示することが、今年の6月から法令で義務づけられました。申し込む際には、最終画面にある購入条件や解約条件、解約方法などを慎重に確認しましょう。さらにこの最終確認画面のスクリーンショットを撮っておくと、トラブルへの備えになります。

通信販売は、クーリング・オフ制度の対象外ですので、申込みの段階で解約条件等が確認できなかったり、納得できない点があったりする場合は、申込みを見合せましょう。

### ワンポイント

#### 「最終確認画面」のチェックリスト

- 注文する前
- 定期購入が条件になつていませんか？
  - （定期購入が条件になっている場合）継続期間や購入回数が決められていませんか？
  - 支払うことになる総額はいくらですか？
  - 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
  - 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）や解約条件を確認しましたか？
  - 利用規約の内容を確認しましたか？
  - 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？
- \*未成年者の場合は以下の点も確認してください。
- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
  - 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？



©KANAGAWA2013

不安に感じたり、困ったときはすぐに市町村の窓口（消費者ホットライン 局番なしの「188（いやや）」で最寄りの消費生活センターなどにつながります。）や県立消費生活センターにご相談ください。